

平成26年6月25日

一般社団法人 日本電機工業会
電気ホイス技術専門委員会
電気ホイス業務専門委員会

電気ホイスのトップランナーモーターに対する対応について

経済産業省「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー基準部会 三相誘導電動機判断基準小委員会」にて、このたびモーターのトップランナー化に向けた中間取りまとめ（案）がまとめられ、所定の手続きを経て、2013年11月1日付けで「省エネ法」の政省令・告示改正（交流電動機の追加等）が公布・施行されました。

2015年4月から対象範囲の電動機では、判断基準となるエネルギー消費効率を満たしていない製品の出荷はできなくなりますが、ホイスに用いられる巻上モーターは、次の理由からトップランナーモーターの対象とはなりません。

使用の種類が、“S1(連続定格)又は80%以上の負荷時間率を持つS3(反復定格)の電動機”が対象となっているが、ホイスは特殊な反復使用を行うため、そのような電動機を用いません。

“機械（例えば、ポンプ、ファン及びコンプレッサ）に組み込まれ、機械から分離して試験ができないもの”は除外されており、ホイス及びクレーンサドルは一体型で製造していることから、この規定から除外されます。

※トップランナーモーターの詳細は以下のリンクをご参照ください

トップランナーモーター 2015年度スタート！！

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/top_runner/sansou_yudou.html